

資料3-3-2 (別紙)

II-3 レベルI、レベルII地震による施設別・重要度別の性能設定 (素案)

対象施設	施設ランク	目標とする性能	事前対策		事後対策 (地震発生直後を含む)		備考
			ハード対応	ソフト対応	ハード対応	ソフト対応	
道路	S 緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震時に緊急車両の通行を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁取付部の段差防止対策 交差点部の液状化対策 (※被害が緊急車両の走行に大きな影響を与えると予測される箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応マニュアルの整備 (噴砂の処理手順、等) 災害時体制の充実・発展 (浦安市内部) (都市間協定・業者との協定) (自治会) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂撤去・運搬 車道舗装工、歩道舗装工施工 人孔高さ調整工 区画線工 陥没箇所の修復 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路巡回パトロール 通行危険箇所の安全施設による通行規制 通行制限箇所等の情報提供 空洞調査 	緊急輸送道路とは、千葉県地域防災計画で定めている道路、また、緊急輸送道路とは、浦安市地域防災計画で定めている道路をいう。その他の道路は、上記の道路を除いた市の管理道路をいう。
	A 緊急輸送路						
橋梁	S 緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震時発生直後、緊急車両の通行を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落橋防止システムの整備 橋脚の耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の耐震点検等の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 段差発生箇所の修復 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁緊急点検 通行危険箇所の安全施設による通行規制 	落橋防止システムとは、落橋防止装置の設置や桁掛り長確保のための沓座拡幅などの総称をいう
	A 緊急輸送路						
	B その他の道路	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震時における落橋を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落橋防止システムの整備 桁掛り長確保のための沓座拡幅工事 				
	C 歩道橋						
下水道 (汚水)	S 重要な幹線等	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震動に対して設計流下能力を確保する。 レベルII地震動に対して流下機能を確保する。 耐震化対象施設は、管路・マンホールとし、ます・取付管は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 液状化対策の実施 管路・マンホール・ます・取付管 : 固化(砕石)工法・更生工法 管路・マンホール接続部 : 可撓継手の設置 マンホール : ズレ防止金具の設置 浮上防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市下水道設計マニュアルの策定 (新設時の液状化・耐震対策を作成し、市および民間事業者へ指導) 緊急対応マニュアルの整備 (流入噴砂の処理手順、等) 災害時体制の確立 (浦安市内部) (都市間協定・業者との協定) (自治会) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検 1次調査 管内土砂の撤去・清掃 2次調査 (TVカメラ調査) 仮設ポンプの設置 仮配管の設置 破損箇所の補修 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ・マンホールトイレの設置 入浴施設の設置・確保 通行危険箇所の安全施設による通行規制 	※重要な幹線等とは、幹線、河川・軌道横断、防災拠点や避難所の下水を流下させる管路等
	A その他の管路	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震動に対して設計流下能力を確保する。 レベルII地震動に対しては原則復旧対応とする。 地震発生後、1~2週間以内に使用制限を解除することを目標とする。 耐震化対象施設は、管路・マンホールとし、ます・取付管は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策対象外※2 ※2 災害復旧する管路及びマンホールはSに準じる	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市下水道設計マニュアルの策定 (新築、建替え時の液状化、耐震対策方法を民間事業者へ指導) 宅内の下水耐震化への技術支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 管内土砂の撤去・清掃 		
	B 宅内排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 民間管理の施設であり、耐震化区分については検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策を実施する場合は上記と同様 対策対象区分については検討中 対策を実施する場合は上記と同様 				
下水道 (雨水)	S 重要な幹線等	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震動に対して設計流下能力を確保する。 レベルII地震動に対して流下機能を確保する。 耐震化対象施設は、管路・マンホールとし、ます・取付管は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 液状化対策の実施 管路・マンホール・ます・取付管 : 固化(砕石)工法・更生工法 管路・マンホール接続部 : 可撓継手の設置 マンホール : ズレ防止金具の設置 浮上防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市下水道設計マニュアルの策定 (新設時の液状化・耐震対策を作成し、市および民間事業者へ指導) 緊急対応マニュアルの整備 (流入噴砂の処理手順、等) 災害時体制の確立 (浦安市内部) (都市間協定・業者との協定) (自治会) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検 1次調査 管内土砂の撤去・清掃 2次調査 (TVカメラ調査) 破損箇所の補修 	<ul style="list-style-type: none"> 通行危険箇所の安全施設による通行規制 	※重要な幹線等とは、幹線、河川・軌道横断、防災拠点や避難所の下水を流下させる管路等
	A その他の管路	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震動に対して設計流下能力を確保する。 レベルII地震動に対しては原則復旧対応とする。 耐震化対象施設は、管路・マンホールとし、ます・取付管は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策対象外 対策を実施する場合は上記と同様 				
公園	S 避難所 (運動公園)	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震発生後、自宅が被害を受けた市民を対象に、一定期間の避難生活を維持できる機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道、上水道施設の液状化対策 マンホールトイレの設置 総合体育館の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営マニュアルの見直し 震災時における避難所運営の手引き (千葉県)の見直しの反映 仮設住宅建設計画の作成 (収容人員・住宅仕様・スケジュール・予算措置、等) 			
	A 避難場所 (近隣・地区・総合公園)	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震発生後、一時的に避難できる機能を有する。 飲料水を供給できる機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽の液状化対策 				
	B 街区公園等	<ul style="list-style-type: none"> レベルII地震発生後、一時的に避難できる機能を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に実施しない 				
河川 海岸護岸	A 海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震に対して所定の構造の安定及び機能を有しているものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 浦安護岸(日の出)の災害復旧工事においてSCPによる液状化対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸損傷部の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸の天端高調査 	
	A 河川護岸	<ul style="list-style-type: none"> レベルI地震によって構造の健全性及び機能を有しているものとする。(鋼矢板基礎工) 					

水道、ガス、電気、通信などのインフラについても、公共土木施設と同様の整理に向け各事業者と調整を行う。